

(案)  
都市再生の推進に係る有識者ボード  
都市再生におけるデータ活用推進ワーキンググループ  
設置要綱

(設置)

1. 都市再生の推進に係る有識者ボードの下に、都市再生におけるデータ活用推進ワーキンググループ（以下「データ活用推進WG」という。）を設置する。

(任務)

2. データ活用推進WGは、都市再生の推進に係る有識者ボード設置要綱に基づき、都市再生緊急整備地域における都市再生の推進にあたり、都市再生の評価や計画策定等において適切なPDCAを実施することや都市への民間投資を促進するため、都市活動や都市基盤に関する様々なデータの活用を促進するための調査・検討を行い、都市再生の推進に係る有識者ボードに助言することを任務とする。

(構成)

3. (1) データ活用推進WGは、学識経験者等のメンバー10人以内で構成する。  
(2) 座長は、座長代理を必要に応じて指名することができる。  
(3) データ活用推進WGは、必要に応じて関係者を招聘することができる。

(招集)

4. データ活用推進WGの会議は、座長が招集する。

(運営)

5. (1) 会議において配布された資料は原則として公表する。  
(2) 議事要旨は原則として公表する。  
(3) 座長が特に必要と認めるときは資料及び議事要旨の全部または一部を公表しないものとするすることができる。

(庶務)

6. データ活用推進WGの庶務は、内閣府地方創生推進事務局において処理する。

(雑則)

7. (1) 座長は、データ活用推進WGの議事を整理する。  
(2) この要綱に定めるもののほか、データ活用推進WGの議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、令和3年8月 日から施行する。